

平成 20 年度第 1 回化学物質による労働者の健康障害防止に係る リスク評価検討会 議事概要

1 日時、場所

平成 20 年 6 月 10 日（火）13:00～15:30

厚生労働省 17 階専用第 18 会議室

2 出席者

- (1) 参集者：内山委員、江馬委員、大前委員、櫻井委員、清水委員、和田委員
- (2) 事務局：鶴田安全衛生部長、金井労働衛生課長、濱本調査官、
古屋副主任中央労働衛生専門官、石井中央労働衛生専門官、
榎本化学物質対策室長、島田化学物質評価室長、大淵化学物質評価室長補佐
- (3) オブザーバー：中央労働災害防止協会化学物質管理支援センター 3 名
- (4) 傍聴者：計 20 名

3 議事概要

- (1) 座長の選任
櫻井委員が座長に選任された。
- (2) 平成 20 年度リスク評価事業のスケジュールについて（資料 1-1～資料 1-4）
事務局より平成 20 年度検討会の開催要綱の変更点（小検討会の設置等）を説明した上でリスク評価事業のスケジュールについて説明した。また、平成 19 年度評価済み物質についての健康診断項目、作業環境測定手法等の検討予定について説明した。
- (3) ホルムアルデヒドを用いた燻蒸作業における労働衛生対策について（資料 1-9）
事務局より規制の必要性及び規制内容（案）について説明し、了承が得られた。
- (4) ニッケル化合物の規制対象について
 - ア 規制対象とするニッケル化合物の粒子サイズ等について（資料 1-10）
 - ①アクション・プログラム手続において提出されたニッケル化合物の粒子サイズに関する意見に対しては、事務局より、「一般的な作業環境において吸入可能なサイズのものとし、おおむね流体力学的粒子径 0.1 mm 以下のものとする」とすることについて提案し、了承が得られた。なお、「以下」と表記するか「未満」と表記するかについては事務局で検討することとなった。
 - ②同手続において提出された「ニッケル化合物の種類に応じた規制をすべき」との意

見に対しては、事務局より、「予定している規制は金属ニッケルを除外していること、ニッケル化合物については複数の物を取り扱う事業場もあることから同一の規制で適当である」旨の回答案を説明し、了承が得られた。

イ ニッケルチタンイエローについて（資料 1-12）

業界団体よりニッケルチタンイエローを規制対象のニッケル化合物から除外して欲しいという要望があり、団体から提出された資料を基に検討した。

その結果、ニッケルチタンイエローに関する発がん性試験データがないこと、酸化ニッケルの発がん性試験のデータからニッケルチタンイエローに外挿する際の考え方が不適當（不確実係数を考慮していない）であること、長期間残留する場合の健康影響が不明であること等から、現段階ではニッケルチタンイエローを規制対象から除外することはできないとされた。

(5) ニッケル化合物、砒素及びその化合物の特殊健康診断項目について（資料 1-11）

事務局より、6月3日に開催された「健康診断項目に関する小検討会」（「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」と同時開催）の検討結果について報告し、了承が得られた

(6) 平成 20 年度リスク評価対象物質のばく露実態調査について（資料 1-8）

事務局より、平成 20 年 1 月から 3 月に実施した有害物ばく露作業報告の提出状況（44 物質中 25 物質について報告あり）について説明するとともに、ばく露実態調査の予定数について説明した。

(7) 平成 20 年度リスク評価対象物質の有害性評価及び評価値について

ア 平成 20 年度リスク評価における考慮事項について（資料 1-5）

- ① 事務局より、ACGIH 又は日本産業衛生学会の許容濃度が設定されていない候補物質の二次評価値の設定の考え方について説明し、委員から意見が述べられた。事務局案のうち、一般環境に関し策定された管理濃度等を適用するという考え方については、本年度の評価候補物質に対しては一般環境の数値が定められていないため、適用困難とされた。なお、本件については、次回、リスク評価の手法（改訂案）として検討することとなった。
- ② 事務局より、ばく露作業報告の提出がない場合のばく露評価のあり方について説明し、委員から意見が述べられた。本件については、別途検討の場を設けることが適当とされた。

イ 評価値について（資料 1-7）

リスク評価予定物質の一次評価値及び二次評価値について検討した。二次評価値については、ACGIH 又は日本産業衛生学会の提案理由も考慮して検討した。

なお、No.10 以降については、次回引き続き検討することとなった。

(No.1)アルファ, アルファージクロトルエン

ばく露実態調査の予定がないため、評価値の設定は不要とされた。

(No.2)イソプレン

AIHA の提案理由を入手の上、改めて検討することとなった。

(No.3)ウレタン

一次評価値は 0.00046ppm とすることとし、二次評価値は今後検討することとされた。

(No.4)2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル

一次評価値は 0.002ppm、二次評価値は 0.1ppm とすることとされた。

(No.5)オルト-アニシジン

一次評価値は 0.0025ppm、二次評価値は 0.1ppm とすることとされた。

(No.6)オルト-ニトロアニソール

一次評価値は得られないが、二次評価値は今後検討することとされた。

(No.7)オルト-ニトロトルエン

一次評価値は得られないが、二次評価値は 2ppm とすることとされた。

(No.8)2-クロロ-1, 3-ブタジエン

一次評価値は今後検討することとし、二次評価値は ACGIH の 10ppm は高すぎると思われることから保留とし、再度検討することとされた。

(No.9)4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩

一次評価値は 20 年度の有害性評価を待って検討することとし、二次評価値も今後検討することとされた。

(No.10)コバルト化合物 (塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。)

リスク評価の対象を 2 種類のコバルト化合物に限定すべきではないという意見があったが、結論には至らなかった。

4 次回日程

次回は、8月8日(金)午前10時より開催することとされた。